

# 時事新報

第三千四百五十五號  
 明治廿四年六月九日 火曜日  
 舊曆辛卯五月三日 (丙寅)  
 出刊時間  
 日 出刊前六時五十分  
 月 出刊前六時五十分  
 入 出刊前六時五十分  
 清 出刊前六時五十分  
 午 出刊前六時五十分  
 午 出刊前六時五十分  
 西曆一千八百九十一年

## 次回の石版附録投票募集

前例の通り本社は讀者の投票多数に依りて目下我邦の人物中(政治家を除き)石版附録の肖像を採りて之を定めんとして諸君來る十五日までに其人を指名して本社に通知され其肖像附録は來月初旬を以て發兌すべし

### 時事新報定價

時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價  
 送送料廣告料ハ左ノ如ク  
 一 二箇月前金五圓  
 三 三箇月前金五圓  
 四 四箇月前金五圓  
 五 五箇月前金五圓  
 六 六箇月前金五圓  
 七 七箇月前金五圓  
 八 八箇月前金五圓  
 九 九箇月前金五圓  
 十 十箇月前金五圓  
 十一 十一箇月前金五圓  
 十二 十二箇月前金五圓

一行五號活字廿四行	一日以上	七日以上
一行	十二號	十一號
		十號五號

### 時事新報社(報道)付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと専らす獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信せらるる方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生じたる場合も尠からず就て願ふは今後本社に記事論説を寄稿せんとせらるる方は直接に本社に向け發送せられたし

### 時事新報

#### 社會復古論(昨日の續)

須らく吾に同盟す可し然らざれば汝の生計を奪ふ可しとは職工同盟の輩が常に盟外の同業者を脅嚇するの辭にして其同盟者は自己の自由を熱心に主張すれども盟外の者の自由に至りては當に之を蔑視するのみならず適之を唱ふるものあれば目するに罪人を以てして疾視虐待せらざる所なく其影響は更に使用者の社會にも及ぶを知らざる可らず即ち其窮屈至極の約束は單に同盟中の約束にあらずして苟くも此同盟に加入せざるものは何れの處に到るも職業を得ざるの困難ある其上に若しも使用者にして盟外のものを使せんとするものとあれば其配下する同盟者は之に服せずして忽ち同盟罷工の騒動を引起すに至ればなり此事相に由りて見れば彼輩の仲間にては一個人の自由權利を保持するを以て悲事と認むるの感情あるも毫も疑ふ可かる可し然れども一方に於て他の自由權利を害するものと斯く

の如くあれば一方に於て之に反して自己の自由權利を屈するの場合なきを得ず如何とせば彼の同盟の團體が盟外のものを使せんとするに同盟者自から從順を表して其首領の命を聞かざるものと得ざれば左れば彼等は盟外の者を征服する爲めとあれば如何なる命令と雖も只管みれを奉じて敢て違背する事なく銘々の權利と判斷の如きは全く顧みざるものにして實際に於て其謹慎恭順は既に極度に達したるものと云ふ可し然りて今この社會に於ては職工同盟の如き解す可らざる舉動を喜ぶものは全く社會中の一小部分に過ぎずして之を看過して顧みざるものあれば又ふれに反對して熱心に攻撃するものあり殊に獨立獨行の學者記者の如きは遠慮なく其所行を排斥非難する其上に警察法律の保護制もありて自から其甚しきに至るを防ぐの用意少からざるものと若し萬一にも所謂社會主義の實行を見て全社會の組織は恰も今の職工同盟と一般の觀を爲し學者も記者も其組織中の一部分あるは申すまでもなく警察法律に至るまでも社會の支配者に於て發布執行するの事どもあらば果して如何なる有様を現出す可きや彼社會主義に熱狂する輩は往古の宗教熱心家と一般、目的にして正當なれば手段を問ふに違わらずとの流義を以て其主義を實にする爲めには如何なる處置をも撰まざるものがあるが故に苟も其組織の利害の爲めに必要とあれば(實際は銘々自身の利害に必要なるもの)労働社會の生活舉動を壓制するに非常の手段を用ふるものと猶豫せず遂には一個の宛然たる寡人專制の政治を現出して古來世界に例類のない極端の暴政を見るに至る可し豈に又恐る可きの變革からずや抑茲に聊か讀者の注意を乞はんとするものあるは外ならず前段綴々の所論は唯彼の社會の組織に反對したるまでにして決して社會現在の有様に満足するものに非ずとの一事あり元來社會の有様は終始變遷するものにして今日とて亦その變遷中に在ると勿論あれども我輩は唯その變遷の次第に進歩の一方に向はんことを希望するのみ即ち我輩がシヤル、ソ、ツクス、スタデー、オヴ、ソシヨロ、ボリナカル、インスチテューション等の著書中にも論じたる如く社會の有様をして更に一層幸福なる境界に達せしめんとするに外ならざるのみ故に我輩が社會主義に反對する所以のものは其結果の毫も社會の進歩を致すに足らざるのみならず寧ろ之を退却せしむるが爲めにして社會の改良は次第に人間處世の訓練を積み次第に其性質を變化するの外に手段なきものと知る可し凡そ政治上にても又社會上にも事物の弊害は直に之を匡正救済するものと得べしと思ふ程大なる誤謬はあらず、云々の事を行へば不幸を防ぐとを得べし、云々の計を運らせば災を消滅す可しなどの言は毎度聞く所あれども何れも誤謬を免れざるものあり蓋し弊害を助長する所の原因を求めて之を除き又その弊害の形を變じ或は之を激して一層甚しからしむるが如きは或は能く可し

と雖も直に其弊害を救正するは到底人力の及ぶ所におらず我々人間が古代野蠻の情態より今日の文明社會に達したるは數千年間の盡力を以て漸く之を得たるものに非ずや而して其盡力と雖も當初の間に盡したるものと近代に至りて盡したるものと其性質固より同一なる可らず凡て社會の不幸は其組織が現在の程度に適合せざるより生ずるものなれば未開の時代より進歩したる組織の今の社會の程度に適合せざるが如く今の社會に在りて十分完全の仕組を組織せんとするも之と同様に誤謬を免れざるものと知る可し然らば則ち社會改良の目的は何れの邊に在りやと云ふに即ち人生に有する正義の精探に外ならずして人々自から一身の自由を保護し兼て他の自由を愛敬するに在るものと云ふも唯今日の社會に於ては未だ其精探の十分なるものを見ざるのみ左れば我々人間が今後勉む可き所は此精探の發達にして社會の人々互に注意して自から取る可き正當の利益は之を取るに躊躇せずと雖も之が爲めに他に害を及ぼさざるを專一とし即ち利害どもに自から其責任を負担して若し苟くも此心掛を怠るものあれば却て自から苦しむざるを得ざるの地位に達せしむるに在る可きのみ要するに社會黨の主義は重に使用者の利益を謀り却て労働社會の利害を顧みざるものにして今の任意協力の仕組に於ても使用者は私欲の情よりして其所得の少しにても多からんことを欲するは勿論なれども労働者の反對恐る可きものなきに非ざるより自ら制限する所なきを得ず然るに社會黨の主張する強迫協力の仕組に至りては使用者の私欲心は今の仕組と異ならざる其上に全く他の反對を受くるの恐れなきが故に其勢力は益々増長して殆んど堪ふ可らざるの程度に達し其最後の結果は白濁の古代に於けるが如く國中の人民を十八人五人八百人五百人及び一千人の組に分ち其組には一々支配者を置き其職業より日々の生活に至るまでも一切之れを監督し以て全く政府官吏の願使に供したると同様のものたるや實際に疑ふ可らざる所あり

### 官報

御名 御 璽  
 選信大臣伯耆後藤藤二郎  
 明治廿四年 六月六日  
 勅令第五十四號  
 陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助  
 明治廿四年 六月八日  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助  
 陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助  
 陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助  
 陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助

陸軍省告示第七號  
 陸軍大臣子爵高橋勅之助